



報道機関 各位

記者発表資料
令和4年8月8日(月)
問い合わせ先
高齢者施設について
：高齢福祉課
課長：飯塚
担当：矢田部、丸山
電話：829-1259
内線：3034
障害者施設について
：障害支援課
課長：西淵
担当：星野、根岸、橘
電話：829-1305
内線：3058

高齢者・障害者施設に対する新型コロナウイルス抗原定性検査キット購入費補助事業を実施します

高齢者・障害者施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見、集団感染の防止を図るため、施設に従事する者等に対して抗原検査キットによる検査を実施した高齢者施設及び障害者施設を運営する団体に対し、抗原検査キットの購入費を補助します。現在実施しているPCR検査事業と併せて実施することで、より頻回な検査体制を確保します。

1 補助対象施設数

さいたま市内に所在する施設・事業所

高齢者施設 3, 394施設

障害者施設 934施設

2 補助対象となる経費

補助対象施設が、令和4年8月1日(月)から令和4年9月30日(金)までの間(以下、「補助対象期間」とします。)における頻回検査に使用した抗原定性検査キットの購入に要する経費(購入単価1,500円(消費税額を含む。))を上限とする。)

(※) 補助対象期間に使用した抗原定性検査キットの購入費であれば、8月1日以前に購入したものであっても補助対象になります。

3 支給要件

補助金の支給にあたっては、以下の要件を全て満たしている必要があります。

- ・補助対象施設が自ら購入した抗原定性検査キット（※1）により検査を実施すること。
- ・補助対象期間に従事者等（※2）が実施した頻回検査（週2回を上限とする。）であること。
- ・さいたま市が高齢者・障害者施設向けに実施しているPCR検査事業によるPCR検査を受検していない週に行った検査であること。
- ・実績報告を期限内に行っていること。

（※1）抗原定性検査キットは、厚生労働省から薬事承認を受けているものに限り
ます。

（※2）施設からの受託により、清掃や給仕等、入所者と接触する可能性のある業務に従事する方を含みます。

4 補助方法

検査を実施した件数に応じた償還払い

※参考

補助事業の対象となる施設

高齢者施設	障害者施設
<p>（入所施設） 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症グループホーム）、短期入所生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型事業所</p> <p>（通所事業所） 通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション</p> <p>（訪問事業所） 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援、地域包括支援センター、特定福祉用具販売・福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護</p>	<p>（入所施設） 障害者支援施設、グループホーム（共同生活援助）、短期入所施設、障害児入所施設、宿泊型自立訓練施設、生活ホーム</p> <p>（通所事業所） 生活介護事業所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援（A型・B型）事業所、自立生活援助事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所、地域活動支援センター</p> <p>（訪問事業所） 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所、計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所</p>

※参考

補助上限額、実績報告、補助金の申請方法などの詳細については、さいたま市ホームページをご確認ください。

- ・ 高齢者施設 <https://www.city.saitama.jp/005/001/018/001/p090674.html>

(トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 介護サービス事業者向け情報(感染症・災害等関連) > 高齢者施設が頻回検査に使用した抗原定性検査キットの購入費用を補助します)

- ・ 障害者施設 <https://www.city.saitama.jp/002/001/008/006/012/002/p090735.html>

(トップページ > 健康・医療・福祉 > 健康・医療 > インフルエンザ・感染症 > 新型コロナウイルス関連情報 > 国からのお知らせ > 障害福祉サービス事業者等向け > 障害者施設が頻回検査に使用した抗原定性検査キットの購入費用を補助します)